

**聴覚支援学校校舎等改築設計  
公募型プロポーザル判定委員会設置要綱**

(設置)

第1条 設計業務において、より優れた設計者を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）によって特定する場合の検討・審査等を行うため、公募型プロポーザル判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

(判定委員会の所掌事務及び報告義務)

第2条 判定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施要項等の策定に関すること。
  - (2) プロポーザルによる設計者の評価・特定に関すること。
  - (3) プロポーザルに係る提案書類等を審査し、設計候補者等を特定すること。
- 2 判定委員会は、前項の特定結果を判定結果報告書により知事に報告する。

(組織)

第3条 判定委員会は判定委員5名をもって構成する。

- 2 判定委員は、別表に掲げる者を充てる。

(任期)

第4条 判定委員の任期は、別に定める。

(会長及び副会長)

第5条 判定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、判定委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、判定委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 判定委員会の会議は、判定委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席した判定委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、判定委員会の会議に判定委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長及び副会長が定められていないときは、事務局が会議を開く。

(秘密の保持)

第7条 判定委員は、審査上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第8条 判定委員は、プロポーザルに参加する設計者に対して援助を行ってはならない。

(事務局)

第9条 判定委員会の庶務は、土木部営繕課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

**聴覚支援学校校舎等改築設計公募型プロポーザル判定委員会  
判定委員名簿**

区 分	人 数
学識経験者	1 名
行政（国）	1 名
行政（県）	3 名

**聴覚支援学校校舎等改築設計  
公募型プロポーザル判定委員会 判定委員名簿**

※凡例：◎会長 ○副会長

※	分野	区分	氏名	所属・役職
◎	建築	学識経験者	いししい さとし 石井 敏	東北工業大学 教授（副学長・建築学部長）
○	建築	行政（国）	まつむら たつお 松村 達夫	国土交通省 東北地方整備局 営繕部 整備課長
	教育	行政（県）	さとう よしあき 佐藤 芳明	宮城県 教育庁 副教育長
	教育	行政（県）	さとう こういち 佐藤 功一	宮城県立聴覚支援学校 校長
	建築	行政（県）	こいで のぼる 小出 昇	宮城県 土木部 副部長

敬称略